

令和 7 年度田村市教育委員会 4 月定例会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 1 5 日（火） 午後 2 時 2 7 分
- 2 場 所 田村市役所 4 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 教育長 飯村 新市
教育長職務代理者 根内 喜代重
委員 柳沼 かおり
- 4 欠席委員 委員 佐藤 由香理
委員 渡辺 隆治
- 5 出席職員 教育部長 橋本 弘明
教育総務課長 三浦 幹
学校教育課長 佐久間 誠
生涯学習課長 佐藤 清二
中央公民館長兼文化センター館長 松崎 博志
教育アドバイザー 箭内 良一
教育総務課課長補佐兼教育総務係長 助川 勇造
教育総務課教育施設係長 大山 茂男
学校教育課課長補佐兼教育振興係長 山内 秀享
学校教育課管理主事兼指導管理係長 宗像 克博
学校給食センター所長 鹿又 寿美江
生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長 浅理 友一
生涯学習課生涯学習係長 本田 啓介
中央公民館副館長兼事業係長文化センター副館長 松崎 久幸
中央公民館施設管理係長 渡辺 哲市
（書記）教育総務課 副主査 二瓶 幸也

6 案件

- 議案第 2 2 号 田村市学校教育指導委員設置規則の一部を改正する規則について
- 議案第 2 3 号 令和 7 年度田村市学校教育指導委員の委嘱について
- 議案第 2 4 号 令和 7 年度田村市学力向上推進委員の委嘱について
- 議案第 2 5 号 令和 7 年度田村市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第 2 6 号 田村市立学校における学校運営協議会委員の任命について
- 議案第 2 7 号 田村市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 2 8 号 田村市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 2 9 号 田村市文化財保護審議会委員の任命について
- 議案第 3 0 号 田村市図書館協議会委員の任命について
- 議案第 3 1 号 田村市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第 3 2 号 田村市文化センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 3 3 号 令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

7 審議経過

【午後 2 時 2 7 分 開会】

- ◇教育長 ただいまから、令和 7 年田村市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。
さっそくではありますが、会期及び議事日程は本日の 1 日間とし、別紙日程

- によって進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって会期及び議事日程は、本日の１日間とし、別紙日程によって進めることに決定いたします。
- 次に、会議録署名委員の指名を行います。
- 今回の委員会は、「根内喜代重委員」と「柳沼かおり委員」にお願いいたします。
- 書記は、教育総務課 二瓶副主査を指名します。
- 次に、前回開催の令和７年３月定例会会議録の朗読をお願いします。
- ◇書記 [令和７年３月定例会議事録朗読]
- ◇教育長 ただいま朗読の会議録について、承認することにご異議ありませんか。
- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、令和７年３月定例会の会議録は、承認することに決定いたします。
- ◇教育長 日程第３、議案上程に移ります。さっそく議案審議に入ります。

◎議案第２２号 田村市学校教育指導員設置規則の一部を改正する規則について

- ◇教育長 議案第２２号 田村市学校教育指導員設置規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。
- ◇教育部長 (議案第２２号について議案書朗読)
- ◇学校教育課長 (議案第２２号について補足説明)
- ◇教育長 ただいま説明の議案第２２号 田村市学校教育指導員設置規則の一部を改正する規則について、ご質問、ご意見をお願いします。
- ◇委員 (なし)
- ◇教育長 それでは、ご意見がないようですので、議案第２２号 田村市学校教育指導員設置規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第２２号 田村市学校教育指導員設置規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第２３号 令和７年度田村市学校教育指導委員の委嘱について

◎議案第２４号 令和７年度田村市学力向上推進委員の委嘱について

◎議案第２５号 令和７年度田村市教育支援委員会委員の委嘱について

◎議案第２６号 田村市立学校における学校運営協議会委員の任命について

- ◇教育長 次に、議案第２３号から議案第２６号までの学校教育課所管における各種委員の委嘱、任命について、一括して説明を求めます。
- ◇教育部長 (議案第２３号から議案第２６号について議案書朗読)
- ◇学校教育課長 (議案第２３号から議案第２６号について補足説明)
- ◇教育長 ただいま説明の議案第２３号から議案第２６号までの学校教育課所管における各種委員の委嘱、任命について、ご質問、ご意見をお願いします。
- ◇教育長 まず６ページ、学校教育指導員について、どうでしょうか。
- ◇根内委員 学校教育指導員は、計画訪問や指導訪問には行っているのか。

- ◇学校教育課長 計画訪問に随行しております。
- ◇教育長 そのほか要請訪問も学校が許可すれば指導員を連れて行くのも勉強になると思う。今年の運用の中で考えていきたい。
- ◇教育長 続いて8ページ、学力向上推進委員会について、どうでしょうか。
- ◇教育長 小学校は5年生担任、中学校は数学科の教諭が選ばれている。
- ◇根内委員 作問力は指導力と昔から言われていた。
- ◇教育長 おっしゃる通り、作問することによって着地点が見えてくる、何を目指してこの授業をやるかが見えてくることは重要。
今まで、小学校では市販されているテストを使用しており、あまり着地点を考えないで、教科書に沿った授業を展開している教員が多かった、そういった意識改革を図るための委員選抜となっている。
- ◇根内委員 県の教育会議にて、小学校教諭向けの作問講座を開設しないのかという相談をしてきたところであるが、設置の必要性については共感いただけた。
- ◇教育長 田村市においても、小学校で作問に特化した講座はなかった。
田村市の取組については、県にも注目されているので、自分たちで自発的に実施できるとよいと考える。
- ◇教育長 続いて10ページの教育支援委員会について、どうでしょうか。
- ◇根内委員 先日、校長先生から話を伺った際には訪問調査の割あてが結構あるということだったが、審議の件数は増えているということか。
- ◇学校教育課長 特別支援教育のニーズも高まっているので、支援委員会への審議依頼件数も増えております。
昨年度から、専門調査 調査員としてたむら支援学校に新たに数名の協力をいただき、委員の負担軽減に努めております。
- ◇教育長 たむら支援学校において、熟練の先生が配属となった情報も入っており、そういう方にも、ぜひ協力をいただければよいと考える。
- ◇柳沼委員 話は少し逸れてしまうが、昨年度において、たむら支援学校に通う生徒が、大越中学校の通常学級の生徒と関わるために一日通ったことがあり、とても良い経験であったと聞いた。
大越中学校生徒の受け入れもよく、どのように接していくかを学ぶ機会となり、保護者も良い機会であったという認識で、こういった機会を増やしてもらえるとありがたいという話を伺いました。
- ◇教育長 支援の必要な児童と、一般生徒が交流する機会については、学校側としても受入れていくのは当然のことである、機会があれば要望いただきたい。
- ◇根内委員 公立中学校の先生方に何らかの形で、支援が必要となる生徒に関わっていただくのは、大事なプロセスである。
障がいの認定において、知的障がい、情緒障がい、保護者との考えに齟齬があり、認定に至らない話になることもある。
委員だけでなく、先生も関わり、ある程度見通しを立てて情報交換していくと良いと考える。
- ◇柳沼委員 船引小学校の卒業生からも話を聞く機会があり、知的障がい、あるいは情緒障がいがあっても、親が認めず、普通学級に通っていることで、学級全体が落ち着かなくなってしまう、学習に集中できないケースもあるため、取扱いがとても難しいと感じているようであった。
- ◇教育長 そうですね、強制はできないので、親の理解が得られないと支援も進められない。その辺が課題であると思う。
丁寧に保護者に説明し、お願いもしているが、なかなか納得を得られないこと

- もある。
- 船引小学校においては、各学年に支援員を配置できているのか。
- ◇学校教育課長 児童生徒数に応じた数で、支援員を配置しております。船引小学校においても、支援員を活用した支援充実に努めております。
- ◇教育長 1人の子供に1人の大人が必要になるケースもあり、特別支援学級や特別支援学校の意義が薄れてしまうのではないかと、教育者側は考えてしまうこともある。
- ◇根内委員 保護者がそう思わないケースも少なからずあり、難しいところである。先生方が、支援の必要な子一人に支援員が一人欲しいという感じになってしまいうところもある。現場は大変でしょうけど、支援員との連携の仕方などを理解していただきながら進めてほしい。
- ◇教育長 今年からCCTを導入したところであるが、支援が必要な生徒の対応のために動いてしまうことが懸念される。
- 特に教員出身の人たちは、関わるのが当然と考え、支援の必要な子に手をかけてしまうこともあるかと思う。
- ◇教育長 続いて11ページの学校運営協議会委員について、どうでしょうか。
- ◇根内委員 資料を確認させてもらったところ、滝根について未決定の方もいる。
- ◇学校教育課長 滝根以外の団体については委員推薦者が決定しております。
- 滝根地区の幼稚園代表者については、最初の保護者会議を経てPTA会長が選任されるため、決定次第報告をいただくことになっています。
- ◇根内委員 都路地区の7番目には、昨年度の行政区長代表が入っているが、この方は、3月で任期が切れている。
- あて職ということであれば、新しい方が代替えされ则认为てよいのか。
- ◇学校教育課長 都路地区からの回答を得た際には但し書きはなかったもので、この委員に2年間委嘱する方向です。
- ◇教育長 あて職で委員に任命されている方については、職務従事者によって対象を変えざるを得ない。
- 学校運営協議会の委員は3月中に、仮に決定しておければ、入学式のときに案内先が分らなくなるということが防げるのではないかと、3月に仮で決定し、年度明けの定例会において正式に決定することでもよいのではないかと。
- ◇学校教育課長 検討してまいります。
- ◇教育長 変更があった部分については次の定例会で、変更部分だけ、提案をしていただきたい。
- ◇学校教育課長 学校に確認後、定例会の場にて報告させていただきます。
- ◇教育長 その他、ご質問、ご意見ございませんか。
- ◇委員 (なし)
- ◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第23号から議案第26号までの学校教育課所管における各種委員の委嘱、任命については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。
- よって、議案第23号から議案第26号までの、各種委員の委嘱、任命については原案のとおり決定いたします。

◎議案第27号 田村市社会教育委員の委嘱について

- ◎議案第 28 号 田村市スポーツ推進委員の委嘱について
- ◎議案第 29 号 田村市文化財保護審議会委員の任命について
- ◎議案第 30 号 田村市図書館協議会委員の任命について

- ◇教育長 次に、議案第 27 号から議案第 30 号までの生涯学習課所管における各種委員の委嘱、任命について一括して説明を求めます。
- ◇教育部長 (議案第 27 号から議案第 30 号について議案書朗読)
- ◇生涯学習課長 (議案第 27 号から議案第 30 号について補足説明)
- ◇教育長 ただいま説明の議案第 27 号から議案第 30 号までの生涯学習課所管における各種委員の委嘱、任命について、ご質問、ご意見をお願いします。
まず 14 ページ、社会教育委員について、どうでしょうか。
- ◇委員 (なし)
- ◇教育長 次に 16 ページ、スポーツ推進委員について、どうでしょうか。
- ◇教育長 スポーツ推進委員については 34 名が必要であるとのことだが、あらためてどんな仕事をしているか教えていただきたい。
- ◇生涯学習課長 各専門分野のスポーツ団体の構成員並びに地区のスポーツ少年団の指導者の中から選任させていただき、スポーツ振興にかかる職務は基より市の行事へのご協力をいただいている。
事例を挙げると、先般行った、田村富士ロードレース大会において係員として業務を担っていただきました。
7 月にはスポーツ推進委員の東北大会の開催が控えておりますので、今回提案させていただきましたとおり承認いただき、終了後に改めて定数の変更を検討させていただきます。
- ◇柳沼委員 スポーツ推進委員の東北大会とはどのような大会ですか。
- ◇生涯学習課長 スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進のために、それぞれの自治体が委嘱しております。
その方々が参集する県大会、さらには東北大会等が持ち回りで開催されているところです。
令和 7 年 7 月には、田村市で東北大会が開催されることになっており、福島県大会も兼ねて 1000 人が参加する規模の大会を予定しております。
- ◇根内委員 スポーツ推進委員の定数について、各地区から増減の希望する声があれば拾ってみても良いかもしれない。
- ◇教育長 今年度は大会があるということから、人手があった方が良いのはわかる。
通常、この人数が必要か考えてみても良いかもしれないが、各地区でのイベント実施に支障をきたすようになって問題があるため、定数については慎重に見極めてほしい。
- ◇教育長 次に 18 ページ、文化財保護審議会委員について、どうでしょうか。
- ◇根内委員 文化財保護審議会については、市内の方で構成されているが、専門分野について、市外の専門家を選任したり、助言をもらったりするようなことはあるのか。
- ◇生涯学習課長 ご指摘の点につきましては、そういった声が届いております。
実際のところ、1 番の鈴木俊行先生におかれましては県の文化財審議会会長にも携わっておられます。
専門知識が必要な案件によっては、助言を求める形で協議を進めております。
- ◇教育長 樹木医などの専門知識を持った先生は非常に貴重な存在である。
結構高齢の方も多いので、今後は後任をどうするのかも、考えていかなければ

ならない。

◇教育長 次に 20 ページ、図書館協議会委員について、どうでしょうか。
◇委員 (なし)

◇教育長 その他、ご質問、ご意見ございませんか。
◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第 27 号から議案第 30 号までの生涯学習課所管における各種委員の委嘱、任命については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。
よって、議案第 27 号から議案第 30 号までの生涯学習課所管における各種委員の委嘱、任命については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 1 号 田村市公民館運営審議会委員の委嘱について

◎議案第 3 2 号 田村市文化センター運営委員会委員の委嘱について

◇教育長 次に、議案第 31 号から議案第 32 号までの中央公民館所管における各種委員の委嘱、任命について説明を求めます。

◇教育部長 (議案第 3 1 号から議案第 3 2 号について議案書朗読)

◇中央公民館長 (議案第 3 1 号から議案第 3 2 号について補足説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第 3 1 号から議案第 3 2 号までの中央公民館所管における各種委員の委嘱任命について、ご質問、ご意見をお願いします。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第 31 号から議案第 32 号までの中央公民館所管における各種委員の委嘱、任命については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。
よって、議案第 31 号から議案第 32 号までの中央公民館所管における各種委員の委嘱、任命については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 3 号 令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

◇教育長 次に、議案第 33 号令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明を求めます。

◇教育部長 (議案第 3 3 号について議案書朗読)

◇学校教育課長 (議案第 3 3 号について小学校、中学校別に補足説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第 3 3 号の令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、ご質問、ご意見をお願いします。

※プライバシー保護の観点から詳細は省略し、質問件数のみ表示とする。
認定、否認定に関する質問・意見：3 件

◇教育長 令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定については、原案のとおり決定いたします。
- ◇学校教育課長 (認定数の確認)

【令和7年4月認定分】

区分	要保護			準要保護			
	申請数	認定数	否認定数	申請数	認定数	否認定数	継続審査数
小学校	4	4	0	105	85	0	20
中学校	7	7	0	70	66	0	4
計	11	11	0	175	151	0	24

【令和7年4月現在累計】

区分	要保護			準要保護					
	認定済	今回認定	計	認定済	今回認定	計	継続審査	今回継続審査	計
小学校		4	4		85	85		20	20
中学校		7	7		66	66		4	4
計		11	11		151	151		24	24

8 その他

- ◇教育長 日程第4、その他の案件について、はじめに委員の皆様からございましたらお願いいたします。
- ◇委員 (なし)
- ◇教育長 それでは、事務局からお願いします。
- ◇事務局 (その他の案件について諸連絡)

教育総務課

- 1 各事業の報告について
- 2 令和7年5月の行事予定について
- 3 田村市立小学校運動会及び小中学校修学旅行等
 - ・全国学力学習状況調査の実施状況報告
- 4 生涯学習課行事、事業実施状況について
 - ・たむら市民大学「たまり」
 - ・スポーツ推進委員連絡協議会
 - ・田村市社会教育委員会
- 5 中央公民館行事、事業予定について
 - ・映画鑑賞会
 - ・歌謡コンサート
- 6 その他
 - ・たむらチャレンジ塾
 - ・学校教育課関連行事
 - ・教員研修計画
 - ・たむら市民大学「たまり」

- ◇教育長 ご質問等ございますか。
- ◇委員 (なし)

- ◇教育長 その他、ございませんか。
◇委員 (なし)
◇教育長 以上をもちまして、令和7年田村市教育委員会4月定例会を閉会いたします。

【午後3時58分 閉会】

前記、会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月15日

教育長

委 員

委 員